

国の「第2期スポーツ基本計画」の概要について

■ 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

1. スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができる。

2. スポーツで「社会」を変える！

スポーツで社会の課題解決に貢献し、前向きで活力に満ちた日本を創る。

3. スポーツで「世界」とつながる！

スポーツで世界に発信・協力し、世界の絆づくりに我が国が貢献する。

4. スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進することで、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

■ 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
- ④ 大学スポーツの振興

2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

- ① 障害者スポーツの振興等
- ② スポーツを通じた健康増進
- ③ スポーツを通じた女性の活躍促進

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

- ① スポーツの成長産業化
- ② スポーツを通じた地域活性化

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
- ② ドーピング防止活動の推進

○「第2期スポーツ基本計画」における数値目標

1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実	
	成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。
(1) スポーツ参画人口の拡大	
② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上	
	自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）する。 子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。
③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ	
	成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。
(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実	
① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保	
	障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度2.2万人→目標3万人）。
② 総合型地域スポーツクラブの質的充実	
	総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する（平成27年度現在0→目標47都道府県）。 中間支援組織を整備する（平成27年度現在0→目標47都道府県）。 PDC Aサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（平成27年度現在37.9%→目標70%） 総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成27年度現在18.4%→目標25%程度）
④ 大学スポーツの振興	
	大学スポーツアドミニストレーターを配する大学：目標100大学
2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現	
(1) スポーツを通じた共生社会等の実現	
① 障害者スポーツの振興等	
	障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）とすることを旨す。 総合型クラブへの障害者の参加を促進（平成27年度現在40%→目標50%） 障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。<再掲> 「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる（平成27年度現在13.7%→目標7%）。 障害者スポーツの直接観戦経験者（平成27年度現在4.7%→目標20%）
(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化	
① スポーツの成長産業化	
	スポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを旨す。
② スポーツを通じた地域活性化	
	スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度（平成27年度現在約138万人）、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度（平成27年度現在約2,204億円）、地域スポーツコミッションの設置数を170（平成29年1月現在：56）に拡大することを旨す。
(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展	
	国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における役員数（平成28年11月現在25人→目標35人）
	スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を100か国以上1,000万人以上に広げる。

3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備	
	オリンピック・パラリンピックにおいて <u>過去最高の金メダル数</u> を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。
4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上	
	① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
	<u>全てのスポーツ団体</u> において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指す（平成 28 年 10 月現在 44.6%）。

※ 本資料は、平成 29 年 3 月にスポーツ庁が公表した「第 2 期スポーツ基本計画」を元に、都がまとめたものである。